

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		F A X	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

施行規則	チェック番号	チェック項目	申請者チェック欄	受付担当チェック欄
9条1項		申請書		
	1	※の欄(整理番号欄)への記入はないか。		
	2	A4用紙を使用しているか。		
	3	その他必要事項が記入されているか。		
9条2項1号	4	(個人の場合) 住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)		
9条2項2号	5	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	6	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	7	その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
9条2項3号	8	法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面(別紙1関係) 別紙1と同様の内容が記載されているか。		
	9	その他必要事項が記入されているか。		
9条2項4号		直前の事業年度の事業の実績を記載した書類(別紙2関係)		
	10	該当事業年度分の記載があるか。		
	11	事業の内容が記載されているか。		
	12	事業の参加者数が記載されているか。		
	13	事業の対象者が記載されているか。		
14	事業が行われた場所、所要時間、実施回数に記載されているか。			
9条2項5号	15	事業計画書(別紙3関係) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	16	事業の内容が記載されているか。		

9条 2項 8号	17	事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者、参加定員数、参加費用が記入されているか。		
		収支予算書（別紙4関係）		
	18	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	19 20	収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。 (収入) > (支出) の場合の余剰金の使途について記載されているか。		
9条 2項 6号	21	施行規則第9条第2項第6号の規定の内容について説明した書類（別紙4の2関係）		
		項目ごとにチェック、記載がされているか。		
9条 2項 7号	22	知識及び経験について説明した書面（別紙5関係）		
		体験の機会のある場で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。		
9条 2項 9号	23	登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）		
9条 2項 10号		(体験の機会のある場で事業を実施していない土地又は建物の所有者の場合) 事業実施者の同意書（別紙6関係）		
	24	別紙6と同様の内容が記載されているか。		
	25	その他必要事項が記入されているか。		

認定基準等適合自己チェック

法律 施行規則	登録基準	申請者チェック欄
法 20 条 1 項 1 号	基本方針に照らして適切なものであること。	
規則 8 条 1 項 1 号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 【具体的な留意点】 ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供している。	
2 号	適切な計画が定められていること。 【具体的な留意点】 ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。	
3 号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。 【具体的な留意点】 ・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。	
4 号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。	
5 号	利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。	
6 号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。	
2 項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。 【具体的な留意点】 ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。	